

よくある質問(バス・レンタカー関係)Q&A

	質問内容
Q1	バス停は何を基準に設置しているの？
Q2	貸切バスを始めたいのですが、どのような手続が必要ですか
Q3	コミュニティバスとは、どのようなバスですか？
Q4	高速バスにはトイレが付いているの？
Q5	レンタカー事業を行いたいと思っているが、許可など受ける手続が必要ですか？

Q1 バス停は何を基準に設置しているの？

次の全ての基準に合致している必要があります。

- バスが運行するために問題のないこと
- バス停を置く場所を使用できるか
(その土地がバス会社のものか、違う場合は土地の所有者に了解を取っているか)
- 道路法、道路交通法など関係する法律上問題がないこと

国土交通省では、路線バス事業者、警察、道路管理者等と連携して、バス停留所の安全性確保対策を講じております。

中部運輸局管内各運輸支局ごとの実施状況等につきましては、下記をご覧ください。
(バス停留所安全性確保対策)

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/jikou/noriai/anzenkakuho.html>

Q2 貸切バスを始めたいのですが、どのような手続が必要ですか？

ホームページに、貸切バス(一般貸切旅客自動車運送事業)を始めるにあたり、申請の基準等を掲載してありますので、そちらをご覧ください。
(一般貸切旅客自動車運送事業)

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/jidou/kasikiri/kasikiri.html>

Q3 コミュニティバスとは、どのようなバスですか？

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、以下の方法により運行するものをいいます。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗合バス(乗車定員11人未満の車両を用いる「乗合タクシー」を含む。)
- (2) 市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う交通空白地有償運送

点在する医療機関や公共施設等を循環運行するコミュニティバス、小型低床バスを使い均一運賃で利用できる循環バス等が運行されています。

より便利な交通サービスを目指し、多様なニーズにきめ細やかなサービスで対応するため、運行・車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停位置などを工夫しています。

Q4 高速バスにはトイレが付いているの？

トイレの設置については、各運行会社が運行距離等により設置している状況です。

設置されているものとされていないものがありますので、高速バスをご利用の際は、各運行会社へ確認してみてください。

Q5 レンタカー事業を行いたいと思っているが、許可など受ける手続が必要ですか？

レンタカーは、運輸支局長の許可が必要になります。

手続きとしては、必要事項を記載した自家用自動車貸渡許可申請書に添付書類を添えて事務所の所在地を管轄する運輸支局に提出することになります。詳しくは事務所の所在地を管轄する運輸支局へお問い合わせ下さい。